

富田林市分別収集計画

(第5期)



平成19年6月

富田林市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2～3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3～4
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	5～6
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	6～7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	7～8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	8
《特記事項》	9

富田林市分別収集計画

平成19年6月

1. 計画策定の意義

本市は水と緑の豊かな、恵まれた自然環境や、寺内町の町並みをはじめとした、優れた歴史的文化遺産などが数多く残された土地柄である。

これらの資産を活用しながら、さまざまな都市環境基盤や時代のニーズに対応した施策を市民とともに進めてきた。

本市の第4次総合計画では、まちづくりにおける基本的な理念と10年後の富田林市のあるべき姿をしめし、市民と行政が連携・協働してまちづくりを進めることをめざしています。

そのため

- みんなでつくろう、育もう、魅力あるまち富田林
- 暮らしやすさを実感
- お互いに連携し支えあう地域
- 身近な資源への愛着と活用
- 全地球的な視点と積極的な行動

の5つをまちづくりの理念として住みよいまちづくりを進めて行く。

快適で潤いのある生活環境を維持していくためには、消費型生活を見直し、廃棄物循環型社会の構築を目指すことが必要であり、そのためには、行政・市民・事業者が一体となって地球環境に配慮したごみの減量化、資源化、リサイクル化を推進していくことが重要である。

本市の廃棄物処理は、可燃ごみ、不燃ごみの中間処理並びに最終処分は、富田林市を含む7市町村で構成する南河内清掃施設組合によって行っているところである。

しかし、人口の増加並びに社会状況の変化により、著しく増加するごみ問題に対処するため、本市を含む7市町村が、平成8年2月からごみの総量抑制としてのごみのシール制を実施したところである。

本計画は、このような状況のなか、一般廃棄物の容積比の6割を占めると言われている容器包装廃棄物を、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて分別収集し、最終処分量の減量化を進める一方で廃棄物循環型社会を構築するため、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、最終処分場を初めとする廃棄物処理施設の延命化が図られるとともに、廃棄物循環型社会の形成を図るものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たり次のとおり基本的方向を示す。

- 行政・市民・事業者が一体となったごみ排出抑制と、資源再利用の取り組みによる環境への負荷を低減した、快適で潤いのある地域社会の実現を目指す。
- 関係者が一体となった、ごみ減量とリサイクル運動を推進する。

3. 計画期間

本市の第5期分別収集計画の計画期間は平成20年4月を始期とする5カ年間とし、この計画は3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本市の分別収集計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ、スチール、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、紙パック、段ボール、ペットボトル、その他のプラスチックを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

(単位：t/年)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
容器包装廃棄物	5,755 t	5,734 t	5,709 t	5,682 t	5,654 t

《各年度における容器包装廃棄物の種類別の排出量の見込み》

(単位：t/年)

年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
缶	スチール	264	263	262	260	259
	アルミ	199	198	198	197	196
	小計	463	461	460	457	455
ガラスびん	無色ガラス	305	304	302	301	299
	茶色ガラス	369	368	366	365	363
	その他ガラス	305	304	302	301	299
	小計	979	976	970	967	961
紙製	紙パック	193	193	192	191	190
	段ボール	756	753	750	746	743
	その他紙製容器包装	1,172	1,167	1,163	1,157	1,151
	小計	2,121	2,113	2,105	2,094	2,084
プラスチック	ペットボトル	229	228	227	226	225
	その他プラスチック製 容器包装	1,963	1,956	1,947	1,938	1,929
	(うち白色トレイ)	105	105	105	104	104
	小計	2,192	2,184	2,174	2,164	2,154
合計		5,755	5,734	5,709	5,682	5,654

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。

なお、実施するにあたっては行政・市民・事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら進めて行く。

(1) 啓発活動の充実

市民・事業者に対してごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の増加等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動を進める。

① 広報「とんだばやし」による啓発活動

② 市民参加によるごみの再資源化啓発の取り組みとして、市主催で「リサイクルフェア」の開催と市後援で「ふれあいフリーマーケット」の開催 各年1回実施

③ その他市及び関係団体主催行事に参加し、ごみ問題啓発コーナーを設置

(2) 排出抑制と再資源化の実施

① ごみの収集について、ごみシール制を実施し、生ごみと資源ごみの分別の徹底並びに排出量の抑制を図っている。

② 事業者エコショップへの参加を呼びかけると共に簡易包装を推進し、包装廃棄物の

排出抑制を図っている。

- ③ 地域社会における集団回収の取り組みを推進するため、登録団体が回収した古紙等各1キログラムにつき5円を補助している。
- ④ 協力店による、牛乳パックの拠点回収を実施している。
- ⑤ 生ごみ処理機購入補助制度を実施し、台所からのごみの減量化を図っている。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市の施設、収集体制、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	一般家庭は昭和58年10月から実施 事業系は平成7年9月から実施 缶
主として ガラス製の容器 ┌ 無色のガラス製容器 ├ 茶色のガラス製容器 └ その他のガラス製容器	一般家庭は昭和58年10月から実施 事業系は平成7年9月から実施 ガラスびん
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	平成2年4月から実施 紙パック
主として段ボール製の容器包装	昭和58年10月から実施 段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油を充填するためのもの	平成10年1月から実施 ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	平成12年12月から実施 ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
主としてスチール製の容器	219 t		218 t		217 t		216 t		215 t	
主としてアルミニウム製の容器	138 t		138 t		137 t		137 t		136 t	
無色のガラス製容器	合 計 300 t		合 計 299 t		合 計 298 t		合 計 296 t		合 計 295 t	
	(引渡)量	(独自処理)量 300 t	(引渡)量	(独自処理)量 299 t	(引渡)量	(独自処理)量 298 t	(引渡)量	(独自処理)量 296 t	(引渡)量	(独自処理)量 295 t
茶色のガラス製容器	合 計 230 t		合 計 229 t		合 計 228 t		合 計 227 t		合 計 226 t	
	(引渡)量	(独自処理)量 230 t	(引渡)量	(独自処理)量 229 t	(引渡)量	(独自処理)量 228 t	(引渡)量	(独自処理)量 227 t	(引渡)量	(独自処理)量 226 t
その他のガラス製容器	合 計 302 t		合 計 301 t		合 計 300 t		合 計 298 t		合 計 297 t	
	(引渡)量 302 t	(独自処理)量	(引渡)量 301 t	(独自処理)量	(引渡)量 300 t	(独自処理)量	(引渡)量 298 t	(独自処理)量	(引渡)量 297 t	(独自処理)量
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	10 t		10 t		10 t		10 t		10 t	
主として段ボール製の容器包装	702 t		700 t		697 t		694 t		690 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合 計 t		合 計 t		合 計 t		合 計 t		合 計 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)	合 計 205 t		合 計 207 t		合 計 208 t		合 計 213 t		合 計 216 t	

製の容器であつて飲料又は醬油を充填するためのもの	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	205 t		207 t		208 t		213 t		216 t	
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	合 計		合 計		合 計		合 計		合 計	
	532 t		535 t		543 t		551 t		559 t	
(うち白色トレイ)	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	532 t		535 t		543 t		551 t		559 t	
合 計		合 計		合 計		合 計		合 計		

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ◎ 各年度のごみの総量については、各年度のごみの総量×人口の前年度比
- ◎ 家庭ごみ量の算出については、ごみの総量×家庭ごみ量割合（平成18年度）
- ◎ 資源ごみ回収量については、家庭ごみ量×項目別割合（平成18年度）＝資源ごみの各項目の量

人口の算出については、第4次総合計画において推計された人口を用いているが、19年度以降減少傾向にある。

人口変動率

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
人 口	124,381 人	123,925 人	123,412 人	122,829 人	122,205 人
人口変動率	0.9966	0.9963	0.9959	0.9953	0.9949

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

缶・びん等の容器包装廃棄物の収集体制等については、一般家庭においては昭和58年10月から、事業系については平成7年9月から、ペットボトルについては平成10年1月から、またその他プラスチックについても平成12年12月から分別収集を実施し、収集体制はほぼ確立している。

また、平成19年度より、一般家庭における資源ごみ収集は直営で行う事により分別収集の充実を図っている。

分別収集の実施主体は、以下に示すとおりである。

分別収集の実施主体

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段 階	選別・保管等 段 階
缶	アルミ	缶とびん類	直営及び 委託業者（事業所の み）による指定日収 集	委託業者
	スチール			
びん	無色ガラス			
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	紙パック	紙パック	直営による 拠点収集	委託業者
	段ボール	紙類	集団回収団体によ る収集	集団回収団体
プラ スチ ック	ペットボトル	ペットボトル	直営による 指定日収集	委託業者
	その他プラスチック製容器包 装	プラスチック類	直営による 指定日収集	委託業者

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶（スチール・アルミ）、ガラスびん（無色ガラス・茶色ガラス・その他ガラス）、紙製容器包装（紙パック）、ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装については、民間の資源リサイクルセンターで選別、圧縮、保管を行う。段ボールについては、集団回収団体により分別収集を行い、収集後廃品回収業者に引き渡される。

分別収集の用に供する施設の整備計画

容器包装廃棄物 の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ	缶とびん類	透明または 半透明の袋 または プラスチック コンテナ	パッカー車 2トン	民間施設 資源リサイクル センター (選別・圧縮・保管)
スチール				
無色ガラス				
茶色ガラス				
その他ガラス				

紙パック	紙パック	網かご	パッカー車 2トン	民間施設 資源リサイクル センター
段ボール	紙類	縛る	民間の平トラック	民間施設
ペットボトル	ペットボトル	透明または 半透明の袋	パッカー車 2トン	民間施設・資源リサ イクルセンター (選別・圧縮・保管)
その他プラスチ ック製容器包装	その他プラスチ ック	透明または 半透明の袋	パッカー車 2トン	民間施設 資源リサイクル センター (選 別・圧縮・保管)

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

(1) 分別収集の推進を図るうえで必要と考えられる事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からなる廃棄物減量等推進審議会を開催する。

(2) 集団回収を促進するために必要と考えられる事項

老人会・子供会・自治会・婦人会等の市民団体による集団回収を促進するため「集団回収」の手引きを作成し各団体に働きかけ、登録団体の拡充を図る、併せて、集団回収活動を推進するため奨励金を交付する。

(平成18年度実績)

- 登録団体数 191団体
- 奨励金交付額 30,948千円
- 回収総量 6,189トン

(3) 資源ごみの分別を促進するために必要と考えられる事項

分別収集を進めるための啓発資材の貸与を行う。

貸与資材の現況 啓発ビデオ 4本

(4) その他必要と考えられる事項

市民啓発事業の実施

本市が実施している「リサイクルフェア」において、ごみ減量コーナーを設け、分別収集の必要性を訴える。

また、市民参加型リサイクル活動を進めるため不要品等のフリーマーケットの開催並びにフリーマーケットの育成に努めます。

その他市及び関係団体主催行事、地域で開催される住民の学習会等に参加し、ごみの分け方出し方をはじめ分別収集の目的等広く住民に理解を深め、ごみの減量化に向けより一層啓発に努めます。

《 特 記 事 項 》

1. 富田林市における分別収集の状況

本市のごみ処理は、生ごみ、粗大ごみ、資源ごみの空き缶、空きびんとペットボトルそしてその他プラスチックの5種類に分別収集している。

その内資源ごみは、一般家庭については空き缶、空きびんを昭和58年から、ペットボトルは平成10年1月から、その他プラスチックを平成12年12月から、また事業系の空き缶、空きびんについては平成7年9月から、住民及び事業者の協力により資源ごみとして分別収集している。

これ以外に集団回収として、町会・老人会・子供会等の各団体により新聞・雑誌・段ボール等の回収を、また拠点回収として協力店により牛乳パックを回収している。

資源ごみ・集団回収・拠点回収による分別収集は、市民に定着しているため、容器包装廃棄物における缶・びん・ペットボトル・牛乳パック・段ボールについては、現行の分別収集を実施していく。

また、その他プラスチックの収集は、搬出重量に比べて容積が大きいため平成15年4月から、収集回数を月1回から月2回に変更しており、ペットボトルの収集についても平成19年4月から月2回に変更をしている。

2. 第5項について

本市の計画収集人口は、第4次総合計画において推計された人口を用いているが、平成12年度から平成14年度までは横ばいで、以降は減少傾向にあるため、推計された予想数字の低い方を今後の推計人口を参考数値として用いた。ごみの総排出量の予測は、平成17年度に算出した「ごみ処理基本計画」の数値はこれも現状との開きが大きいため平成18年度における過去2年間の数値を参考に算出している。

ただし、ごみの総排出量に対する各容器包装廃棄物の排出量の比率は、環境省が平成13年度から17年度に8市1組合を対象に行った一般廃棄物の組成調査から得られた「ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率」の平均値を参考にして算出している。

富田林市の一般廃棄物排出量の推移

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
総排出量	45,976 t	45,806 t	45,618 t	45,404 t	45,172 t